平成２９年（フ）第３３１号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地　10号303
債務者　倉田　淳一
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３５９号
埼玉県戸田市大字新曽1377番地の４
債務者　村山　和英
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４１３号
さいたま市北区日進町３丁目490番地１　ハイツカミムラ101
債務者　神宮寺秀範
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４３７号
埼玉県新座市野寺５丁目７番18―303号
債務者　松原喜世子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４４２号
埼玉県川口市宮町５番37号　中村ハイム303号
債務者　内藤真由美
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４５５号
埼玉県戸田市笹目５丁目16番地の３　シティーハイツ305号室
債務者　深井　葉子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４８１号
埼玉県上尾市富士見２丁目15番１―202号　富士見団地
債務者　佐藤　陽子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４８４号
さいたま市中央区上峰２丁目５番27号　コーポコルサージュ106号
債務者　堀口　和子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６０２号
埼玉県上尾市大字上1100番地　エクセル上尾110
債務者　野口　哲正
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２１１号
埼玉県春日部市一ノ割４丁目16番２号　第２ガーデンパレス上沖105
債務者　山田　延正
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
新潟県柏崎市希望が丘２番１―108号　市営半田住宅Ａ号棟
債務者　長原小夜子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
新潟県長岡市千手１丁目８番27号
債務者　児玉　秀夫
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第５６７号
札幌市白石区菊水９条１丁目２番12―204号
債務者　木瀧　義博
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６５９号
札幌市白石区平和通７丁目北11番12―103号
債務者　伊藤　文子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６７７号
北海道北広島市共栄町２丁目６番地２　クレスト’95―201号
債務者　佐々木章人
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７１７号
北海道江別市野幌町75番地の15　青木マンション№４―406号
債務者　坂下　富裕
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７９０号
札幌市東区北24条東３丁目２番14号　ジーエスコーポ１号
債務者　阿部　秀樹
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部